

## 中小企業金融モニタリングアンケート結果 及び 中小企業・小規模事業者の倒産動向

平成 25 年 4 月 経済産業省


### ○中小企業金融モニタリングアンケート結果

平成 25 年 3 月末の中小企業金融円滑化法期限到来後の各業界の動向をきめ細かく把握するため、4 月上旬にかけて、経済産業省が所管する業界団体を通じて、事業者に対するアンケートを実施、1300 を超える事業者から回答を得た。

アンケート結果の概要は以下のとおり（詳細は別紙 1 を参照）。

(質問項目及び回答)

- Q. 最近、特に 4 月 1 日以降、金融機関の融資や条件変更の姿勢に変化が見られるか
- Q. 最近、特に 4 月 1 日以降、資金繰りに問題はないか。
- Q. 最近、特に 4 月 1 日以降、同業者の倒産の増加が見られるか。  
⇒ 3 問ともに、9 割の事業者が「変わらない」と回答。
- Q. 前月と比較して景況はどうか。  
⇒ 7 割の事業者が「変わらない」と回答。
- Q. 政府が講じている施策（経営改善計画策定支援、セーフティネット貸付、借換保証等）は周知されているか。  
⇒ 4 割の事業者が「周知されていない」と回答。

- 
- ・ 4 月に入って間もないこともあり、金融機関の対応や事業者の状況について、目立った変化は見られず、大きな混乱は見られない。
  - ・ ただし、今後の金融機関の対応に不安を感じるとの事業者からの声も寄せられており、引き続き、金融機関の対応を注視していく必要がある。

(事業者からの声)

➤ 6 月、8 月お盆前、年末は銀行から厳しい要求がされるものと懸念している。

(金属・金型関係業)

➤ 現時点では、喫緊の現象は起きていないが、年末に向け、金融機関の事情により影響される企業もあると推測している。(繊維関係業) 等

- ・ また、政府が講じている施策について、事業者の 4 割が「周知されていない」と回答しており、広報について、引き続き積極的に行っていく必要がある。

○中小企業・小規模事業者の倒産動向（詳細は別紙2～5参照）  
（東京商工リサーチ（TSR）、帝国データバンク（TDB））

- ・ 2013年3月の中小企業の倒産数はTSRデータで927件（前年同月比20%減）、TDBデータで833件（前年同月比20%減）となっており、減少傾向で推移。
- ・ 年度データで見ても、TSR、TDBともに、2012年度の倒産数は2010年度、2011年度と比べて減少している。

中小企業倒産数

	T S R	T D B
2010年度	13,000件	11,467件
2011年度	12,657件	11,419件
2012年度	11,687件	10,703件

- ・ また、TSRデータにおける、2012年度の中小企業倒産数について、産業別に見ると、建設業が2,867件となり、全体の約1/4を占める。次いで、製造業1,788件、卸売業1,689件となっている。

産業別中小企業倒産数

	建設業	製造業	卸売業	小売業	運輸業	その他	合計
2010年度	3,436件 26.4%	2,045件 15.7%	1,742件 13.4%	1,532件 11.8%	467件 3.6%	3,778件 29.1%	13,000件 100%
2011年度	3,375件 26.7%	1,840件 14.5%	1,659件 13.1%	1,436件 11.3%	417件 3.3%	3,930件 31.1%	12,657件 100%
2012年度	2,867件 24.5%	1,788件 15.3%	1,689件 14.5%	1,412件 12.1%	458件 3.9%	3,473件 29.7%	11,687件 100%

- ・ 他方、金融円滑化法に基づいて、貸付条件の変更を行ったにも関わらず、その後、倒産に至った事業者数については、2012年度はTSRは303件、TDBは428件であったが、TSR、TDBデータともに、2010年度、2011年度と比べて増加している。

金融円滑化法利用後の倒産数

	T S R	T D B
2010年度	72件	53件
2011年度	174件	247件
2012年度	303件	428件

（ 以 上 ）

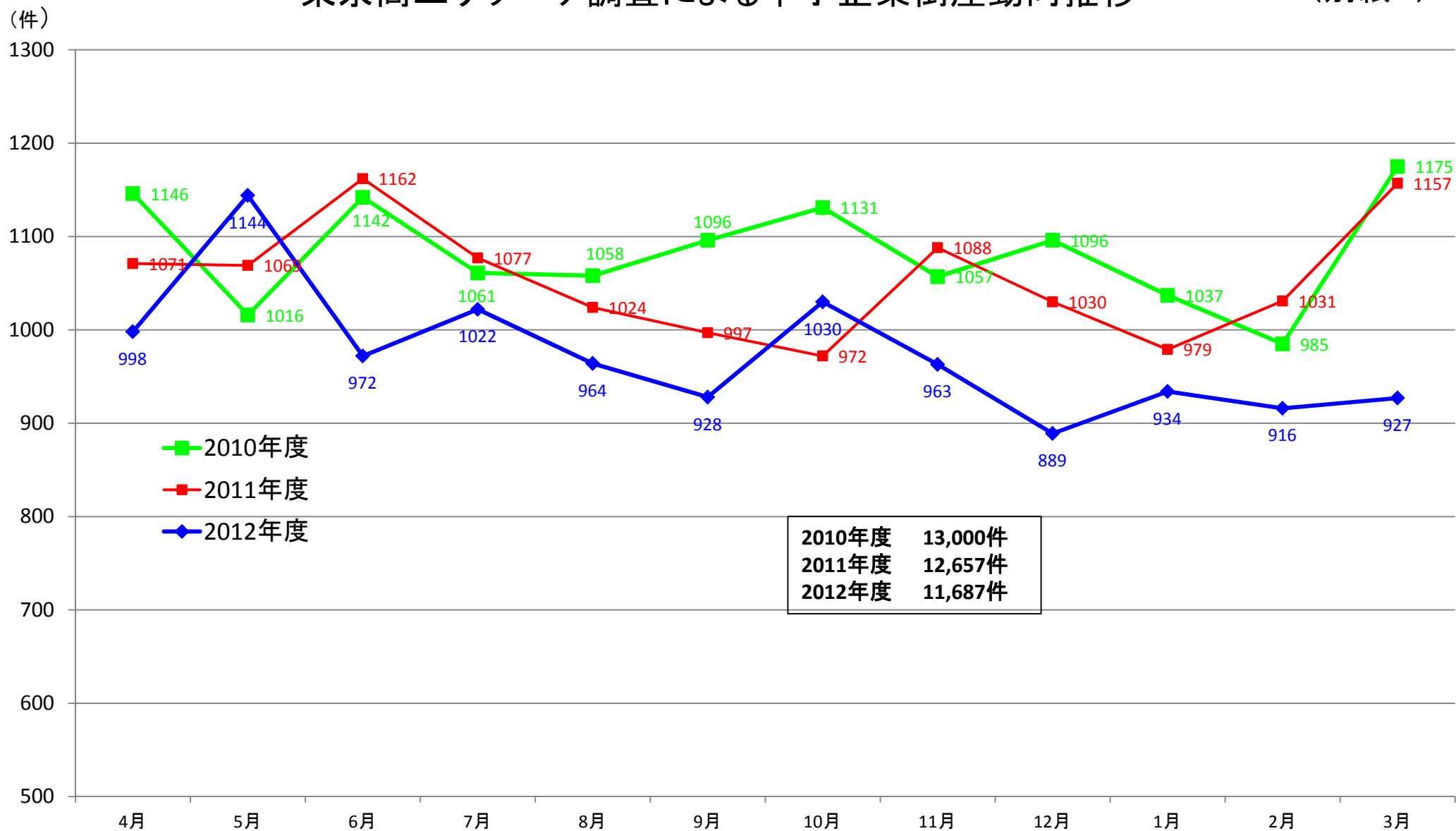
## 中小企業金融モニタリングに係るアンケート結果

質問項目		Q1. 最近、特に4月1日以降、金融機関の融資や条件変更の姿勢に変化が見られますか。			Q2. 最近、特に4月1日以降、資金繰りに問題はないですか。			Q3. 前月と比較して景況はどうですか。			Q4. 最近、特に4月1日以降、同業者の倒産の増加が見られますか。			Q5. 金融円滑化法期限到来にあたり政府が講じている施策は周知されていますか。		Q6. 金融円滑化法期限到来に際してお困りの点など、特記すべき事項	
		1. 緩やか	2. 変わらない	3. 厳しい	1. 改善	2. 変わらない	3. 悪化	1. 好転	2. 変わらない	3. 悪化	1. 増加	2. 変わらない	3. 減少	1. 周知されている	2. 周知されていない		
団体名		回答															
石油関係業界(35社) (SS業等)	回答数	1	32	2	1	29	5	2	24	9	4	30	1	24	11	○先月末から金融機関とは協議を続けているが、貸しはがしなどはない。金融機関からは国の施策や新たな支援策の提案は聞いているし、それなりの資金提案を頂いている。当社では金融機関の急な条件変更等による経営圧迫などの実害は出ていないが、返済が厳しいことには変わりはない。金融円滑化法終了をもって行き詰まりということは現時点ではない。同業者の倒産は4月に入ってから聞いているが、先月までであれば廃業の理由は消防法規制やエコカー普及、後継者不足、需要減退などが原因と聞いており、金融円滑化法の廃止が直接の原因か否かはわからない。景況は4月に入ったばかりで比較できない。 ○関係省庁、金融機関が個々の借り手への説明、周知が低く、借り手に届いていない。	
	割合	3%	91%	6%	3%	83%	14%	6%	69%	26%	11%	86%	3%	69%	31%		
紙業関係業界(179社) (段ボール、梱包業等)	回答数	7	166	4	3	165	10	19	132	27	18	153	1	99	76	○(円滑化法が)今後1年間延長されるならば対策を講じられたかもしれない。 ○4月1日以降の状況を把握するには、日数がまだ足りないのではないかと？ ○中小企業の在りようは、国の経済動向を大きく左右する。したがって、中小企業が倒産しない施策を強く打ち出してほしい。 ○円滑化法の利用の有無が信用調査でも判断できず、販売先への影響が分からないため、信用管理面で困っている。	
	割合	4%	93%	2%	2%	92%	6%	11%	74%	15%	10%	85%	1%	55%	42%		
繊維関係業界(258社) (ニット、靴下等)	回答数	12	241	5	7	236	14	12	195	48	10	243	2	140	117	○現時点では喫緊の現象は起きていないが、年末に向け、金融機関の事情により影響される企業もあると推測。 ○期限到来は織り込み済みで、地元金融機関が個別に対応していると聞いており、直接的な変化はないと思われる。取引先が同法を利用している場合、間接的な影響は今後懸念される。 ○同法の期限切れにより、自社よりも顧客の動向が心配。 ○円滑法で救われている企業は1年や2年で返済できるわけではなく、数年間継続して体力回復を図る必要がある。 ○円滑化法終了後の対応についても、円滑化法に準じた対応がなされるように金融庁にて考慮されるとの事ですので、直ぐに問題になるとは思えないと感じている。 ○取引先において、条件等厳しくなった模様が見られる。 ○今は金融機関の融資姿勢に変化は見られないが、少しずつ変化するのはどの不安がある。	
	割合	5%	93%	2%	3%	91%	5%	5%	76%	19%	4%	94%	1%	54%	45%		
車両関係業界(79社) (自動車部品、自転車等)	回答数	8	70	1	3	73	3	15	53	11	3	72	4	31	48	○今後は、取引金融機関の対応に注視しなければならないと憂慮している。 ○資金繰りについては、現在、正常範囲内であるが、得意先の中で資金繰りを受けて借入の返済が上手くいっていないところがあった場合、融資先から「要管理先」のリストに入っていると円滑化法終了後、不良債権処理で資金繰りが上手くいけなくなり、最悪、事業停止一倒産ということもリスクとしてありうる。今後の動向には注視している。 ○円滑化法に変わる制度を希望。	
	割合	10%	89%	1%	4%	92%	4%	19%	67%	14%	4%	91%	5%	39%	61%		
建設資材業界(110社)	回答数	2	106	2	6	99	5	3	94	13	8	100	2	60	50	○4月以降の同業者ではなく取引先の倒産が懸念。 ○一部の銀行にて、返済金の延長に快く応じてくれない。 ○建設会社、建材商社、同業者等の取引先の倒産リスクの増大を懸念。 ○個々の金融機関では、円滑法期限後も同じ対応をする、しなかったらその金融機関の評価が落ちると言っている。 ○金融円滑化法の期限が終了したことによって、貸付条件の変更ができなくなる。月々の売上に大きく変動があるため、事業を維持出来ている間はいいが、貸し渋りなどの問題含めて将来的には不安である。 ○法律に「甘えた」企業が多数あったようで、それは断じて許されないこと。但し将来回復するべき(＝しなくてはならない)優良中小企業は、期限到来後も場合によっては金融機関が積極的に支援して、「大きな価値ある小さな企業」が強いニッポンの基礎となるような恒久的な仕組みを作るべき。	
	割合	2%	96%	2%	5%	90%	5%	3%	85%	12%	7%	91%	2%	55%	45%		
金属・金型関係業界(125社)	回答数	10	112	3	5	114	6	16	83	26	6	115	2	98	27	○弊社のお客様は大手直接ではなく、下請、加工メーカーを通じてお納めしているケースが多く、そういったお客様の中から、今回の期限到来で、当事者になる(資金困窮による事業継続の困難)もしくは間接影響を受けることにならないか心配である。 ○今のところ問題なし。6月頃、銀行が厳しくなるのでは。 ○夏場のお盆休みあたりに銀行が厳しくなるのではないかと。 ○いつ銀行が返済を求めてくるか懸念。 ○6月、8月お盆前、年末は銀行が厳しい要求がされるものと懸念している。対応として信用金庫は好意的、銀行が態度を変えるのではないかと懸念。 ○同業者の倒産については、近年から増えている。8月、12月頃、銀行から厳しい要求があるのでは？	
	割合	8%	90%	2%	4%	91%	5%	13%	66%	21%	5%	92%	2%	78%	22%		
皮革関連業界(46社)	回答数	4	36	6	0	41	5	2	30	14	10	36	0	15	31	○金融円滑法の終了前から銀行の貸し渋りがひどく大変な状況。 ○円滑化法の終了に関しては認識、代わりうる施策に関しての具体的内容に関しては認知している人が少ない。 ○販売先の倒産の増加が心配。	
	割合	9%	78%	13%	0%	89%	11%	4%	65%	30%	22%	78%	0%	33%	67%		
化学製品業界(75社)	回答数	5	65	4	1	67	6	5	58	11	5	67	1	51	22	○取引先が円滑化法を利用されているか否か、実態は把握できていないが、もし利用されている場合の銀行の対応がどうなるのか不明で気がかりではある。	
	割合	7%	87%	5%	1%	89%	8%	7%	77%	15%	7%	89%	1%	68%	29%		
娯楽関係業界(149社) (ゴルフ、ボウリング等)	回答数	17	122	10	7	132	10	28	86	35	11	130	7	60	89	○金融機関は今までどおりと言うが、将来的には不安がある。	
	割合	11%	82%	7%	5%	89%	7%	19%	58%	23%	7%	87%	5%	40%	60%		
小売・サービス関係業界(277社)	回答数	17	237	16	9	245	21	34	207	35	16	245	7	195	78	○金融円滑化法に限らず中小企業の資金繰りを支援する制度は常にあるべき。 ○政府が金融機関に資金供給し、中小企業の貸付枠を消化するような制度または通達を発するようにしないと貸し出しは促進されない。 ○まだ、事例は出てきていないが、今後徐々に、会員店に問題が出てくると思われる。 ○取引金融機関からは円滑化法終了後の融資姿勢について適切な説明をもらっている ○短期的には特に問題ないが、向こう1年現状が続くと不安要素が出て来る。	
	割合	6%	86%	6%	3%	88%	8%	12%	75%	13%	6%	88%	3%	70%	28%		
総計(1333社)	回答数	83	1187	53	42	1201	85	136	962	229	91	1191	27	773	549		
	割合	6%	89%	4%	3%	90%	6%	10%	72%	17%	7%	89%	2%	58%	41%		

※質問によっては、無回答が一部存在することに留意。

# 東京商工リサーチ調査による中小企業倒産動向推移

(別紙2)

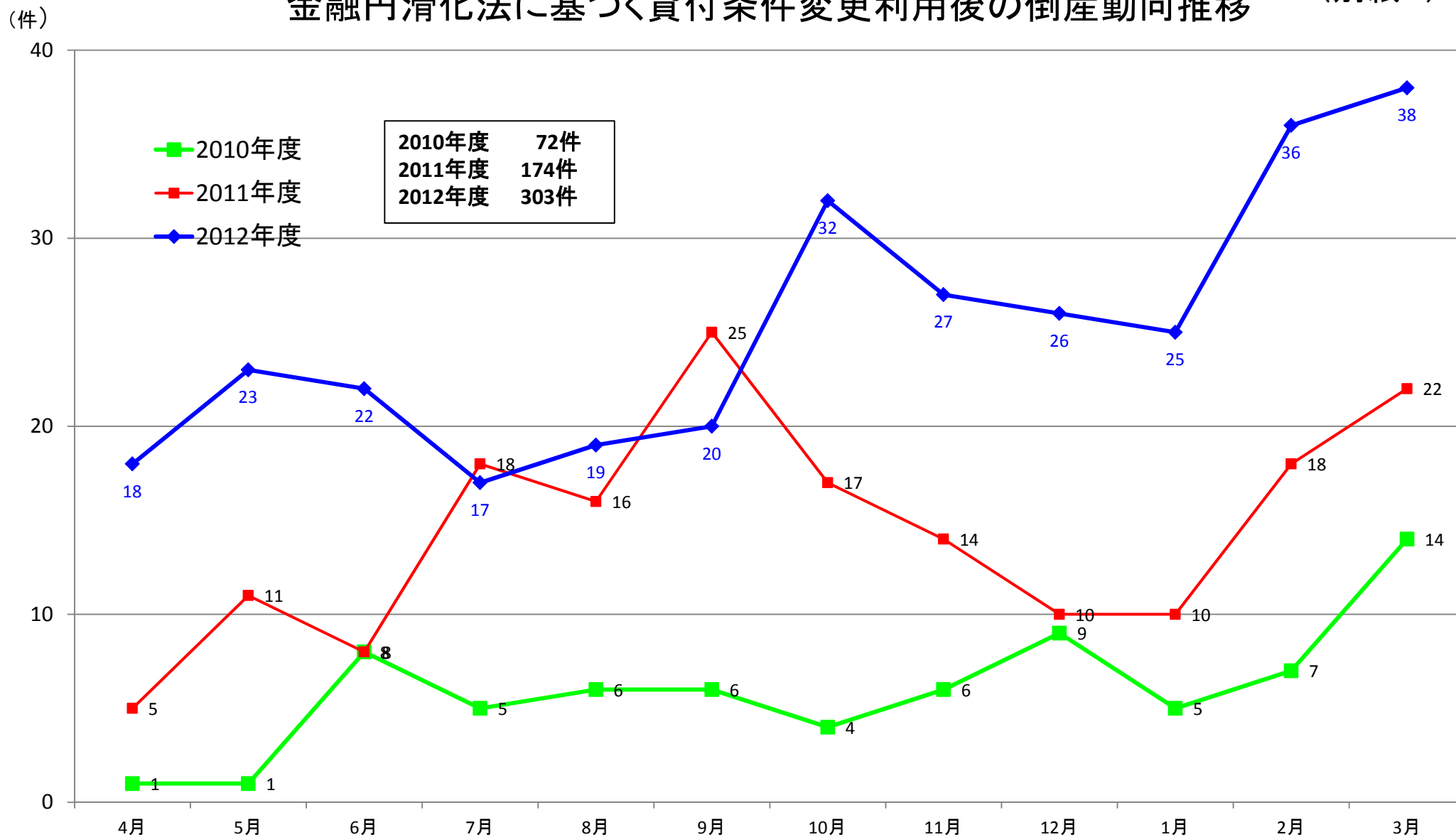


※東京商工リサーチの調査データを再編加工

※倒産: 負債総額1,000万円以上の法的倒産(会社更生、民事再生、破産)及び私的倒産(銀行停止処分等)

# 東京商工リサーチ調査による 金融円滑化法に基づく貸付条件変更利用後の倒産動向推移

(別紙3)

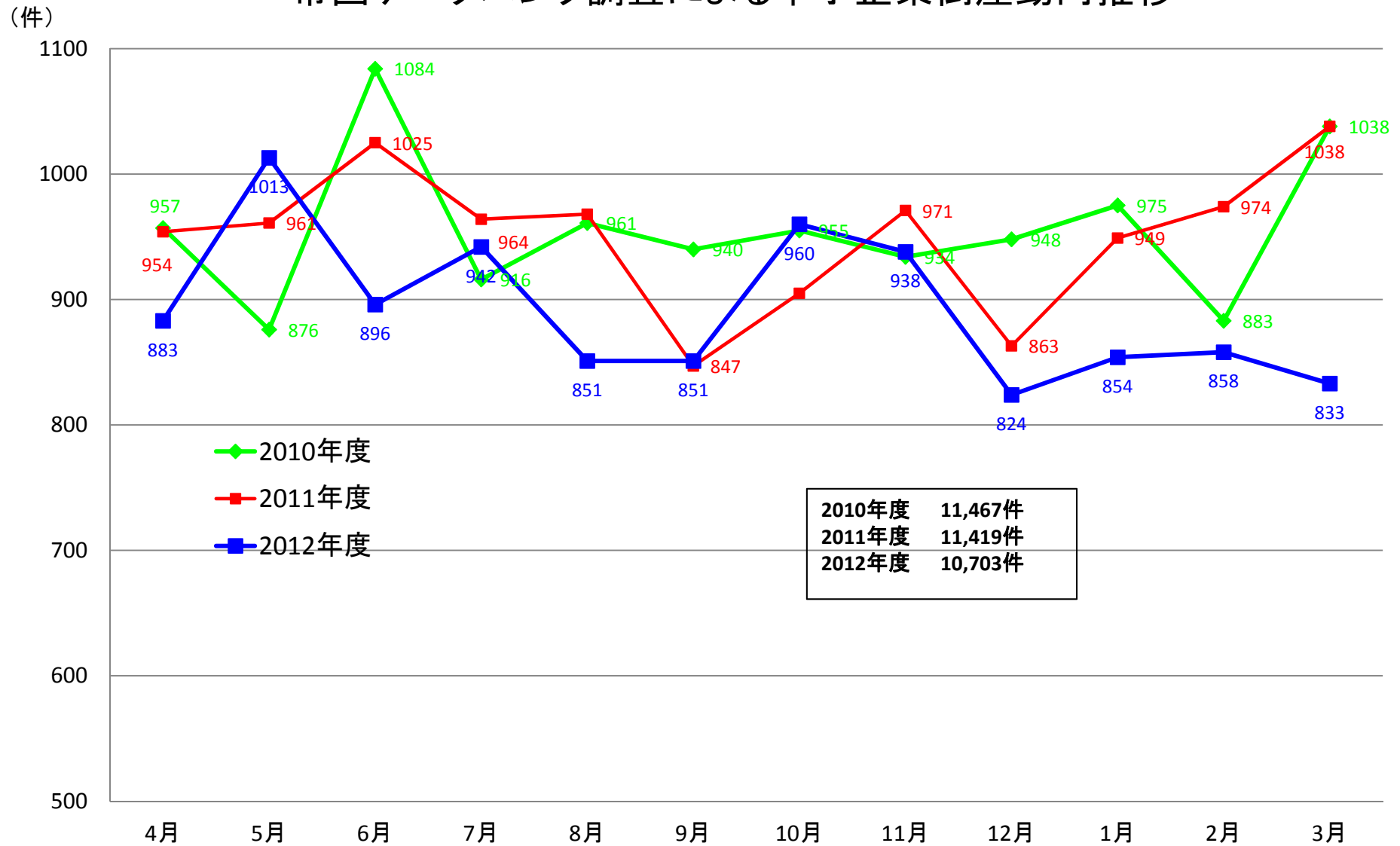


※東京商工リサーチの調査データを再編加工

※倒産:負債総額1,000万円以上の法的倒産(会社更生、民事再生、破産)及び私的倒産(銀行停止処分等)

※金融円滑化法に基づく貸付条件変更利用後の倒産は、調査で把握できた金融円滑化法に基づく貸付条件変更を利用した倒産企業について集計したもの

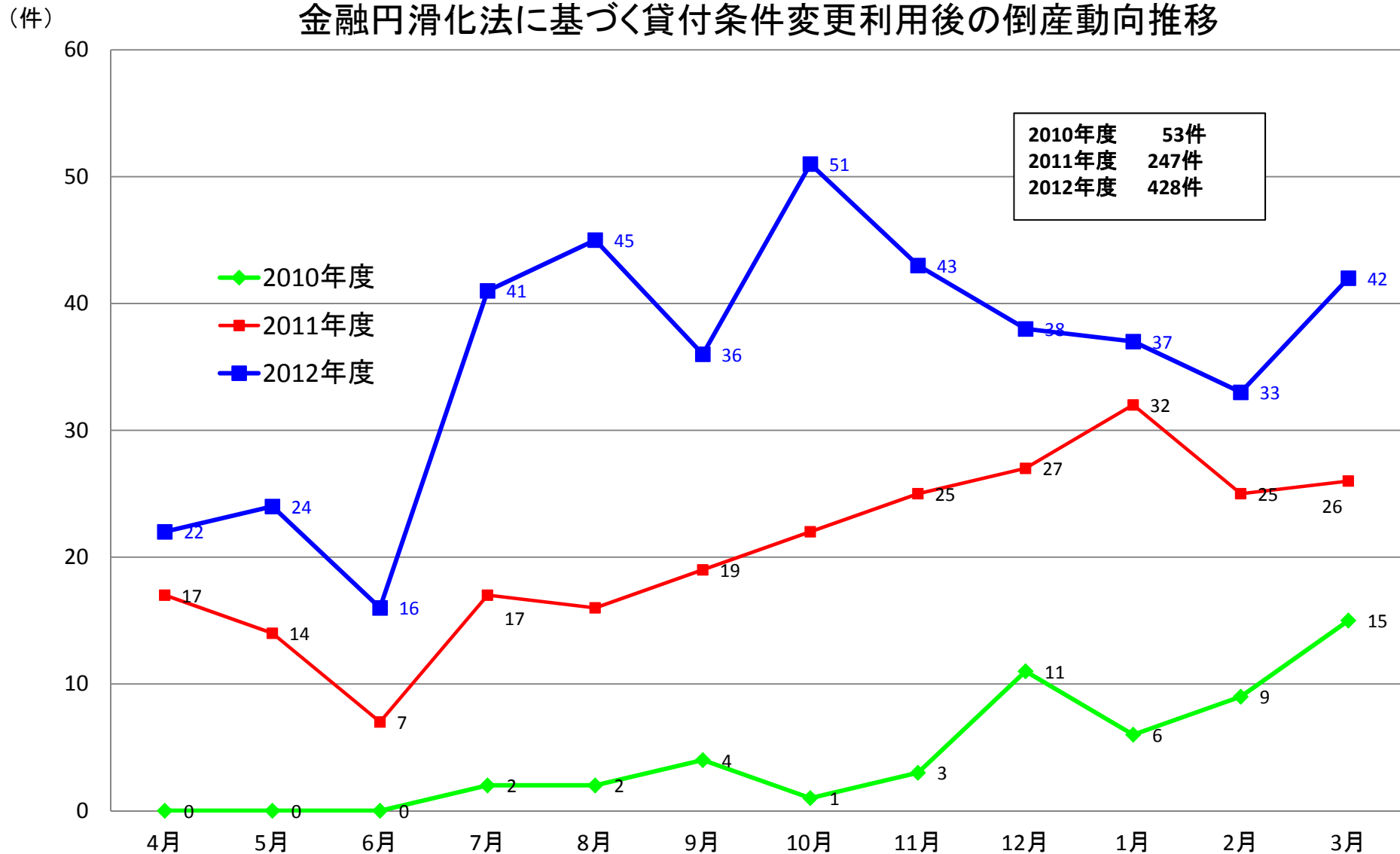
# 帝国データバンク調査による中小企業倒産動向推移



※帝国データバンクの調査データを再編加工

※倒産: 負債総額1,000万円以上の法的倒産(会社更生、民事再生、破産)

## 帝国データバンク調査による 金融円滑化法に基づく貸付条件変更利用後の倒産動向推移



※帝国データバンクの調査データを再編加工

※倒産:負債総額1,000万円以上の法的倒産(会社更生、民事再生、破産)

※金融円滑化法に基づく貸付条件変更利用後の倒産は、調査で把握できた金融円滑化法に基づく貸付条件変更を利用した倒産企業について集計したもの